

平成17年9月28日

エムビーエルベンチャーキャピタル株式会社
代表取締役 数納 幸子 殿
照会者代理人 弁護士 古田 利雄 殿
同 佐川 明夫 殿
同 鈴木 理晶 殿

金融庁総務企画局企業開示課長 池田 唯一

「証券取引法」に関する法令適用事前確認手続きにかかる照会について
(平成17年8月12日付照会文書に対する回答)

株券の取得の申込みの勧誘の相手方に適格機関投資家が含まれる場合で、証券取引法施行令第1条の4第2項各号に掲げる要件を満たす場合には、当該適格機関投資家は勧誘の相手方の人数の計算から除外することができることとされている。

この要件の一つとして、人数の計算から除外された適格機関投資家に対し、適格機関投資家以外の者への転売を行わない旨の転売制限契約を締結することとされているが、これは、当該株券が、当該株券及びその発行会社の情報が開示されないまま、適格機関投資家を通じて多数の一般投資家に譲渡されることを防止することにより、投資者保護を図ろうとするものである。

照会のケースでは、発行会社はその株式を証券取引所に上場することに伴い、当該株券と同一種類の株券に関して有価証券届出書や有価証券報告書が提出され、当該株券及びその発行会社に関する情報が開示されることから、証券取引法施行令第1条の4第2項第2号の転売制限は解除され、ファンドは一般投資家に対し当該株券の売付けの勧誘を行っても問題がないものと解される。

ただし、この場合においても、各証券取引所の規則による公開前規制の適用はあるので、その点について留意されるべきである。

(注) 本回答は、照会対象法令(条項)を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令(条項)との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、事実が記載と異なる場合、記載されていない関連事実が存在する場合、関係法令が変更される場合などには、考え方が異なるものとなることもある。また、本回答は、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではない。